

地域資源活用事業への支援のご案内 ～地域資源を活かした認定取得にチャレンジしませんか？～

地域資源活用とは

地域の強みとなりうる農林水産物、産地の技術、観光資源等の地域資源を活用して新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことをいいます。

地域産業資源とは... 全国47都道府県で指定されている以下のもの

- ・地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品
- ・地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術
- ・文化財、自然の風景地、温泉、その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの



中小企業地域資源活用促進法

- 中小企業者が地域産業資源(農林水産物、生産技術、観光資源)を活用した事業計画を策定し、その内容を国から認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。



中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画の認定を受けようとする中小企業者



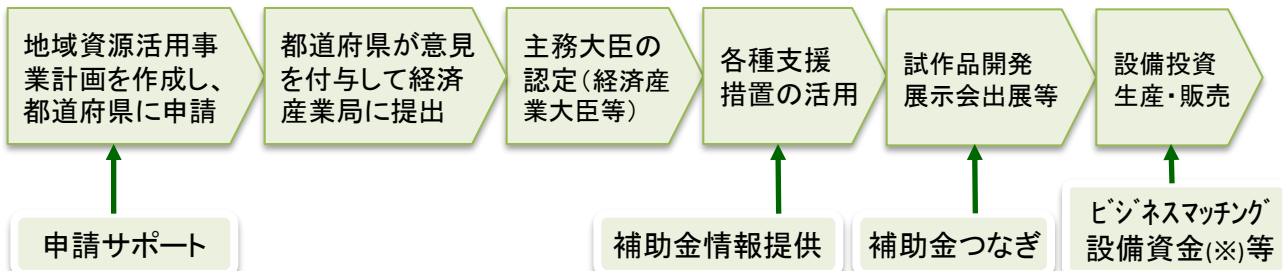
- 都道府県が指定する地域資源を活用した事業であること
- 地域資源の新たな活用の視点が提示されること
- 域外への新たな需要を相当程度(5年間で総売上高の5%以上)開拓するものであること



補助金/地域産業資源活用支援事業

- 新商品・新サービスの開発等にかかる試作品開発・展示会出展等の費用の一部を補助します。

商工中金の取組みについて



※認定された事業を実施するために必要な資金については、専用の商品がございますので、商工中金にご相談ください。

問い合わせ先 最寄りの経済産業局

詳しくはJ-net21の「地域資源活用チャンネル」をご覧ください <http://j-net21.smrj.go.jp/>